

浜松市立富塚中学校同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、浜松市立富塚中学校同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦並びに向上を図り、合わせて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、事務所を浜松市中区富塚町460番地の1
浜松市立富塚中学校内に置く。

(事業)

第4条 本会は、目的達成のため、次の事業を行う。
1. 総会の開催
2. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第5条 本会の会員は、次のように定める。
1. 正会員 富塚中学校卒業生とする。
2. 特別会員 富塚中学校 現職員

(役員)

第6条 本会に下記の役員をおく。
1. 会長 1名 2. 副会長 1名
3. 会計 1名 4. 監事 1名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、下記のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表し会務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
3. 会計は、本会会計の任にあたる。
4. 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、2年としその選出方法は下記のとおりとする。また再選を妨げない。
1. 会長は、富塚中学校長を含め役員会の議決により推薦する。
2. 副会長、会計、監事は、会長が委嘱する。
3. 会長・副会長・会計・監事は、正会員中より選出する。

(機関・及び役員会)

第9条 総会は、会長が必要に応じ招集し開くことができる。

第10条 総会において承認を得なければならない事項は下記のとおりである。
1. 会則変更 2. 役員承認 3. 事業計画

4. 予算・決算及 び事業報告 5. その他必要事項

第11条 総会の議決は、出席した会員の過半数による。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費及び寄付金を持ってあてる。

第13条 正会員は、入会の際に入会金を納める。

(事業年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

(会計)

第15条 本会の会計は、総会に報告し、その承認を得るものとする。

第16条 本会の会計の支出規程は別に定める。

浜松市立富塚中学校同窓会支出規程

1 入会時には入会金300円を納入する。

2 同窓会費は次のように使うこととする。

- (1) 母校発展を記念する行事等に必要な経費
 - ・記念式典などを開催するのに伴う講演会の講師料
 - ・記念冊子等の作成(原稿料・印刷製本費)に伴う費用
 - ・記念行事等に関するもので、同窓会長が必要と認めた費用
- (2) 健全な部活動運営の援助
 - ・全国大会・東海大会に出場する場合の遠征費の支援
 - ・県外遠征等宿泊を伴う活動の支援
 - ・その他 部活動を奨励するための活動の支援
- (3) 母校と地域が協働して取り組む学習活動等に必要な経費
 - ・講演会等の講師料
 - ・学習に必要な教材等購入の支援
- (4) その他、会長が必要と認めた場合

3 同窓会費からの支出

- ・校長からの要望をもとに、同窓会長が支出する。

4 監査

- ・監事は、会計監査をし総会で報告する。但し、総会がなかった年度についてはホームページ上で公開し報告する。